

## 岩手県の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度 の人件費率
令和3 年度	人 1,206,479	千円 916,637,994	千円 17,616,244	千円 177,291,047	% 19.3	% 17.8

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

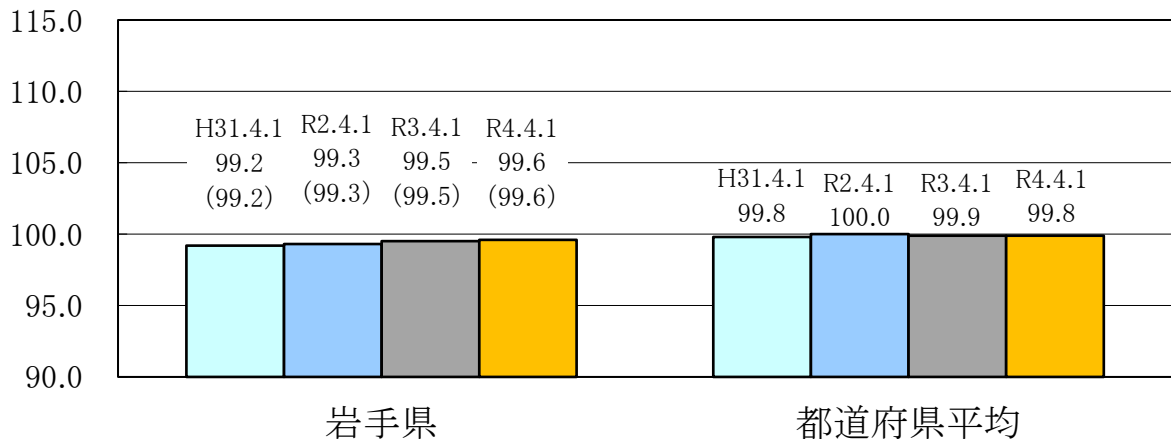
区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期 末・勤 勉 手 当	計 B		
令和3 年度	人 18,988	千円 79,040,727	千円 14,494,087	千円 30,524,459	千円 124,059,273	千円 6,533	千円 6,821

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差A-B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円 349,857	円 348,842	円 1,015(0.29%)	% 0.29	% 0.29	% 0.30

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
令和4年度	月 4.38	月 4.30	月 0.08	月 0.10	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 行政職給料表については、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行うため、若年層で最大1%程度引き上げる一方、高齢層を最大3%程度引き下げることにより、平均1%程度引き下げました。なお、激変緩和の措置として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間にわたり経過措置を実施しました。また、医療職給料表(1)を除く他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

##### ②地域手当の見直し

(支給割合) 本県では県内全市町村が支給対象外地域ですが、県外事務所等においては、国基準の支給割合により支給しています。

(実施時期) 平成28年4月1日

##### ③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しています。(平成28年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩手県	42.2歳	318,600円	393,189円	347,464円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
都道府県平均	42.6歳	320,171円	411,612円	361,937円

#### ② 技能労務職

区分	公務員				民間 1			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
岩手県	52.7 歳	251 人	304,259 円	330,655 円	318,020 円	—	—	—	—
うち守衛	62.4 歳	3 人	225,200 円	236,666 円	225,200 円	守衛	48.3歳	383,700 円	0.62
うち用務員	49.3 歳	12 人	275,358 円	296,324 円	287,349 円	用務員	54.4歳	267,076 円	1.11
うち運転技士	55.1 歳	85 人	308,142 円	335,737 円	320,311 円	自家用乗用自動車 運転手	54.1歳	455,481 円	0.74
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円	—	—	—	—

※ 「民間 1」は、令和3年人事院民間給与実態調査（調査対象：企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業者）の「きまって支給する給与」の額を使用しています。（岩手県人事委員会の民間給与実態調査のデータは、対象人員がない又は極めて少ないため、人事院の調査データを使用しています。）

区分	民間 2			参考	区分		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(D)	民間 2(E)	D/E
岩手県	—	—	—	—	—	—	—
うち守衛	守衛	55.5歳	190,100 円	1.24	3,426,463 円	2,435,800 円	1.41
うち用務員	用務員	49.1歳	236,600 円	1.25	4,842,980 円	3,187,900 円	1.52
うち運転技士	自家用乗用自動車 運転者	55.7歳	202,000 円	1.66	5,433,496 円	2,686,200 円	2.02

※ 「民間 2」は、賃金構造基本統計調査（対象：企業規模10以上の事業所）において公表されているデータを使用しています。（平成31年～令和3年の3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間 2(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### ③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岩手県	46.6歳	381,300円	435,610円
都道府県平均	44.8歳	370,141円	431,828円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岩手県	46.6歳	378,500円	422,609円
都道府県平均	42.1歳	354,106円	409,261円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩手県	38.7歳	320,500円	431,273円	349,236円
国	41.4歳	320,437円	—	379,615円
都道府県平均	38.8歳	325,987円	465,679円	374,920円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		岩手県	国
一般行政職	大学卒	183,800円	182,200円
	高校卒	151,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	149,200円	—
	中学卒	141,100円	—
高等学校教育職	大学卒	205,800円	—
	高校卒	161,400円	—
小・中学校教育職	大学卒	205,800円	—
	高校卒	161,400円	—
警察職	大学卒	205,600円	211,400円
	高校卒	174,900円	173,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

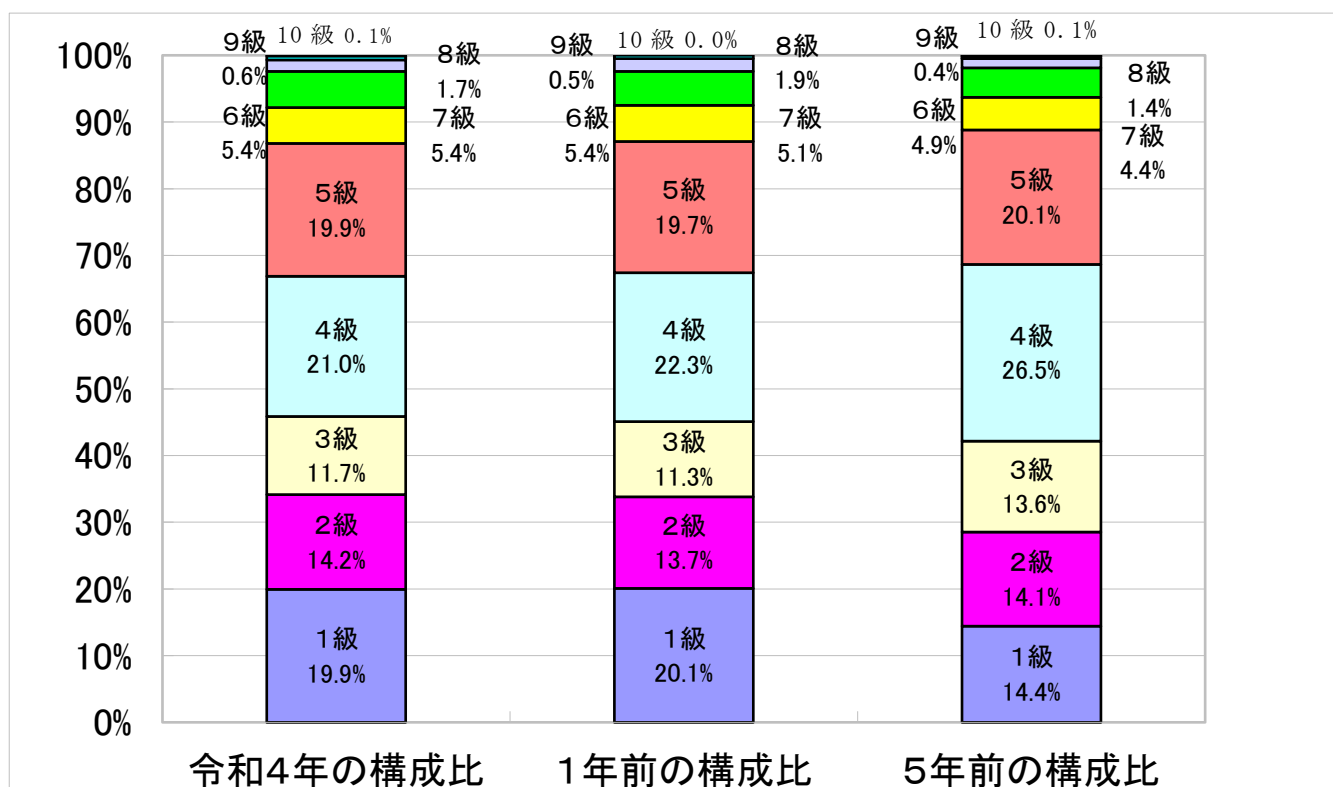
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,550円	359,147円	388,413円	403,701円
	高校卒	228,903円	311,764円	358,231円	374,155円
技能労務職	高校卒	—	280,166円	328,866円	348,788円
	中学卒	—	253,700円	310,700円	339,600円
高等学校教育職	大学卒	296,486円	380,849円	410,497円	421,746円
	高校卒	232,100円	291,166円	302,200円	333,800円
小・中学校教育職	大学卒	297,907円	378,577円	401,266円	412,574円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	278,560円	388,703円	399,557円	410,830円
	高校卒	257,200円	349,866円	387,790円	404,838円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

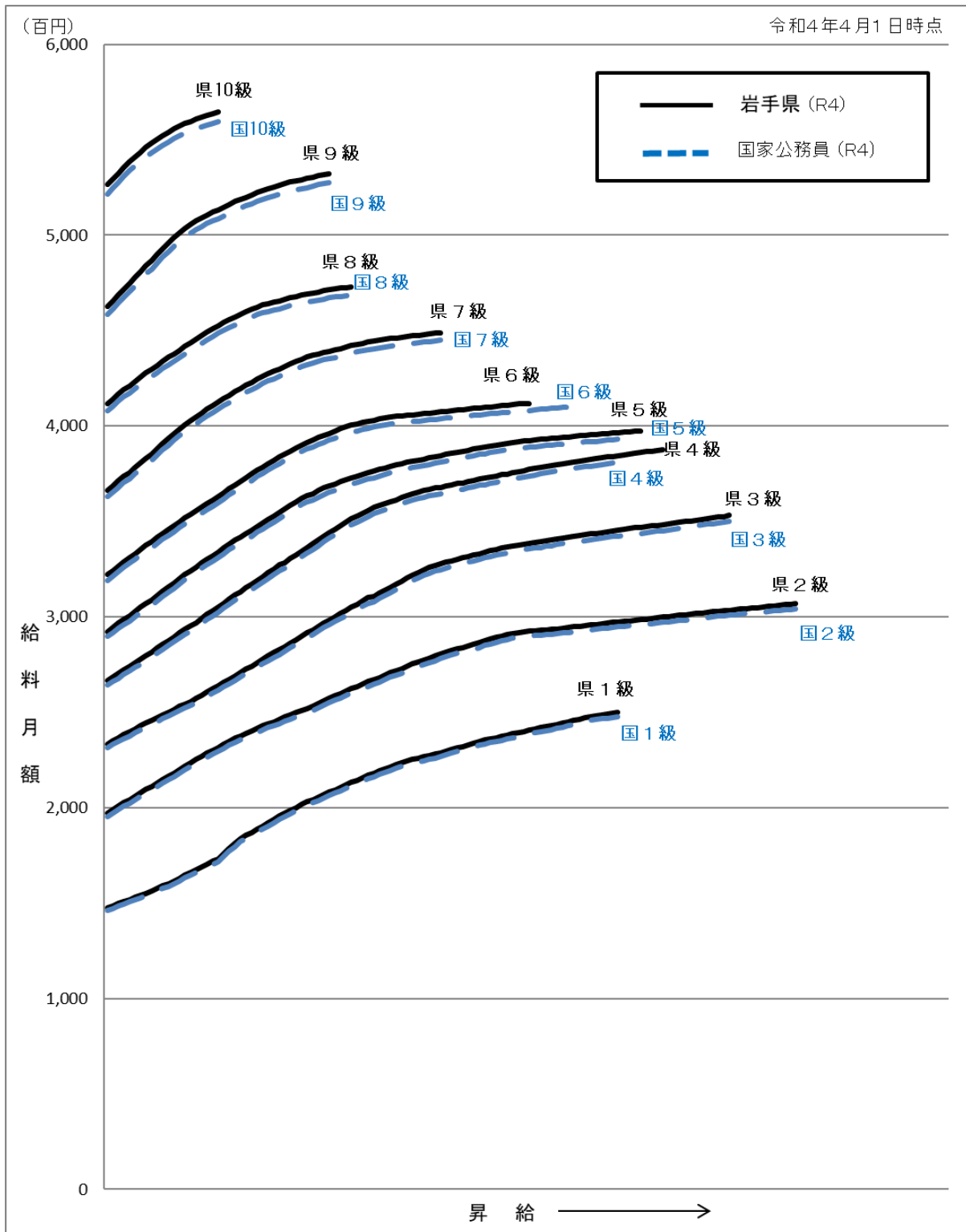
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	906人	19.9%	147,000円	249,800円
2級	主事、技師	647人	14.2%	197,200円	306,900円
3級	主任、主査	532人	11.7%	233,500円	353,100円
4級	主査、主任主査	955人	21.0%	266,500円	387,600円
5級	主任主査、本庁の担当課長	903人	19.9%	292,300円	397,500円
6級	本庁の課長、本庁の総括課長	247人	5.4%	322,100円	411,900円
7級	本庁の総括課長	246人	5.4%	366,200円	448,900円
8級	本庁の副部長、本庁の室長	78人	1.7%	411,800円	472,800円
9級	本庁の部長	28人	0.6%	462,500円	532,200円
10級	本庁の企画理事	3人	0.1%	526,400円	564,500円

- (注) 1 岩手県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（岩手県）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

岩手県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,672千円	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩手県）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				

標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

岩手県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	2,197千円	22,004千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		53,432千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		785,764円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	20人	20%
大阪市	16%	2人	16%
医師・歯科医師	16%	28人	16%
豊田市	16%	1人	16%
国立市	15%	1人	15%
名古屋市	15%	3人	15%
福岡市	10%	2人	10%
仙台市	6%	3人	6%
県内全市町村	0%	—	0%
平均支給率	16%	—	16%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		866,545千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		120,621円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		37.8%		
手当の種類（手当数）		39		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務	県税の賦課徴収に関する業務	30,409千円	給料月額の10/100(最高限度20,000円)又は日額870円



	所に勤務する職員			
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、 県立病院等に勤務する 医師、看護師等	①感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲・処分・薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務 ②新型コロナウイルス感染症の患者及びかかっている疑いがあるものが存する病院、宿泊施設等の内部等において行う県民の生命及び健康を保護するために行う業務	18,755千円	①日額 210～380円 ②日額 3,000円(患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業については4,000円)
と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	7,578千円	給料月額 $\frac{2}{100}$ ～ $\frac{8}{100}$
放射線取扱手当	保健所又は生物工学研究 所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障害の防止のため行う作業	0千円	日額230円～1,900円
環境衛生検査等 業務手当	環境衛生指導員等	一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設 等の立入検査、浄化槽 の立入検査等	124千円	日額230円
社会福祉業務手 当	広域振興局保健福祉環 境部、福祉総合相談セ ンター、児童相談所又 は杜陵学園に勤務する 職員	生活保護に係る業務、 更生措置等を要する 者、要保護女子等に面 接して行う相談・指導 業務等	21,348千円	月額12,800円若し くは20,000円又は 日額610円
社会福祉施設等 勤務手当	杜陵学園又は特別支援 学校に勤務する職員	入所者又は児童若し くは生徒の介助又は 指導を補助する業務	1,598千円	日額270円
精神保健福祉業 務手当	保健福祉部障がい保健 福祉課、保健所又は精 神保健福祉センターに 勤務する職員	精神保健関係調査業 務、精神障害者の移送 業務又は精神障害者 の福祉に関する相談・ 指導業務	429千円	日額290円
有害物取扱手当	① 保健所、病虫害防 除所、家畜保健衛生所 等に勤務する職員 ② 県立病院等に勤務 する職員	① 労働安全衛生法 施行令に規定する有 害物を取り扱う業務 ② 抗悪性腫瘍剤の 調整等又はエックス	179千円	① 日額290円 ② 日額300円

		線等を照射する業務		
衛生検査業務手当	環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	5,259千円	給料月額の8/100又は日額230円～1,490円
公害防止等業務手当	広域振興局保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査等	74千円	日額230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	7,032千円	給料月額の7/100
爆発物取締業務手当	総務部総合防災室、商工労働観光部商工企画室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高圧ガス製造施設若しくは第一種貯蔵所の完成検査・輸入検査・保安検査・立入検査・容器検査	20千円	日額250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査業務及び漁業関係取締業務	55千円	日額400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防御訓練等における指導業務	439千円	日額720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	16,809千円	給料月額の2/100～7/100
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	6,549千円	給料月額の2/100～7/100
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	161千円	日額230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務する職員	家畜保健衛生業務	11,883千円	月額17,600円又は日額830円
用地交渉等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業局職員	土地の取得等に係る交渉業務	1,076千円	日額650円
高所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	5千円	日額200円～220円

坑内作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	0千円	日額 450 円
深所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	0千円	日額 220 円
災害応急作業等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業	1,676千円	日額 350 円～910 円（原発事故関係の作業は日額660円～40,000円）
道路上作業手当	広域振興局土木部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	1千円	日額 300 円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業、被留置者看守作業等	135,994千円	日額 230 円～5,200 円又は1回 1,240 円～3,200 円
夜間特殊業務手当	① 警察職員 ② 企業局職員	① 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 ② 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	46,782千円	① 1回 410 円～1,100 円 ② 1回 940 円～1,100 円
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難及び犯罪の捜査	6,787千円	1時間 1,900 円～5,100 円
多学年学級手当	指導教諭、教諭、講師等	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級で行う授業及び指導	9,199千円	日額 290 円～350 円
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2の課程の授業に従事した場合	290千円	1時間 600 円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	554千円	1航海（漁獲水揚総収入－販売手数料）×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船して航海した場合	0千円	用船料×（10～20）/100以内で任命権者

				が定める。
航海手当	船長、上席航海士、上席通信士、上席機関士等	船舶に乗船して航海した場合	1,934千円	日額 320 円～540 円
教員特殊業務手当	指導教諭、教諭、養護教諭、講師、実習助手等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務等	428,916千円	日額 1,800 円～8,000 円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する副校長、指導教諭、教諭、講師、実習助手等	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	624千円	日額 1,700 円
教育業務連絡指導手当	指導教諭、教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	103,623千円	日額 200 円
潜水手当	潜水業務に従事する職員	潜水業務	113千円	潜水深度により 1 時間当たり 310 円～1,500 円
海外事務所勤務手当	海外事務所に勤務する職員	外国に所在する機関で行う業務	0千円	国の外務公務員に準じる。ただし、在勤基本手当は 80/100、配偶者手当は扶養手当額を控除する。
特殊自動車運転作業手当	広域振興局土木部、農業研究センター、林業技術センター又は農業大学校に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	415千円	日額 300 円～450 円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 3 年度決算）	2,893,738千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 3 年度決算）	498千円
支給実績（令和 2 年度決算）	2,777,403千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（令和 2 年度決算）	488千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等 6,500円（行政職9級相当以上支給なし、行政職8級相当 3,500円）子 10,000円）	同じ。	－	1,838,310 千円	238,865 円
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000円以下）	異なる。	国は手当の上限額が28,000円とするなど、手当額の計算方法が異なります。	1,554,811 千円	307,214 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関利用者 75,000円以下、交通用具等使用者 49,300円以下）	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通機関利用者に係る積算方法、交通用具等使用者に係る限度額が異なります。	2,113,463 千円	139,899 円
管理職手当（給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額：27,900～133,600円）	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,205,522 千円	681,856 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教諭、講師、実習助手等に対して支給されます。（月額：給料月額×8/100以下）	－	－	143,427 千円	351,536 円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。（月額：414,800円以下）	同じ。	－	73,818 千円	1,342,145 円

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額: 30,000 円、交通距離により加算有り)	異なる。	本県の地理的 事情を考慮 し、交通距離 区分及び区分 に応じた加算 額が異なります。	495,024 千円	405,757 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。(月額: 給料月額及び扶養手当額の合計×18/100 以下)	同じ。	—	9,602 千円	125,025 円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。(月額: 給料月額及び扶養手当額の合計×18/100 以下)	—	国に制度なし。	221,205 千円	314,658 円
定時制通信教育手当	定時制教育又は通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。(月額: 給料月額×8/100 以下)	—	国に制度なし。	57,562 千円	368,987 円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます。(月額: 8,000 円以下)	—	国に制度なし。	749,423 千円	69,506 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。(月額: 給料月額×8/100 以下)	—	国に制度なし。	70,152 千円	324,777 円
寒冷地手当	11 月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額: 7,360 円～17,800 円)	異なる。	本県の気象条件等を考慮し、支給対象地域等が異なります。	1,001,748 千円	62,884 円

宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回:4,400円~7,400円)	同じ。	—	550,857千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が緊急の必要により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給されます。(勤務1回:12,000円以下)	同じ。	—	15,230千円	—
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。	—	115,697千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ。	—	391,962千円	—
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対して支給されます。(日額:3,970円~6,620円)	—	国に制度なし。	13,765千円	—

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,230,000 円 ( 1,230,000 円)
	副 知 事	950,000 円 ( 950,000 円)
報 酬	議 長	890,000 円 ( 890,000 円)
	副 議 長	800,000 円 ( 800,000 円)
	議 員	770,000 円 ( 770,000 円)
期 末 手 当	知 事	(令和4年度支給割合) 3.25月分
	副 知 事	(令和4年度支給割合) 3.25月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 1,230,000円×在職月数×0.65 38,376,000 円 任期毎
	副 知 事	950,000円×在職月数×0.45 20,520,000 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

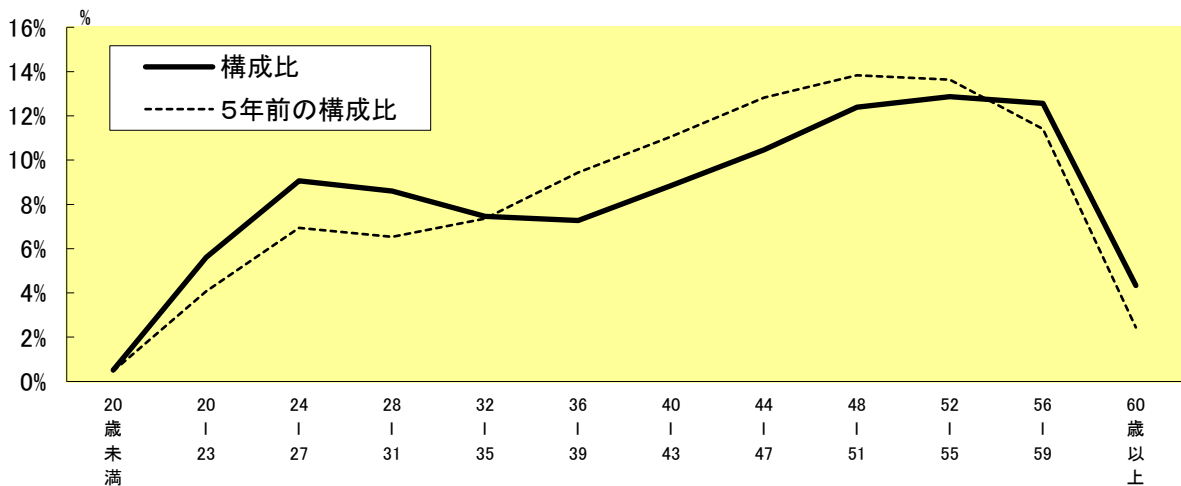
部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	33	33	0	
		総務	889	881	8	全国植樹祭開催準備による増
		税務	184	185	▲1	
		民生	323	322	1	児童相談業務体制の強化による増
		衛生	532	534	▲2	
		労働	139	138	1	
		農林水産	1,353	1,385	▲32	復興事業の進捗に伴う減
		商工	182	184	▲2	
		土木	719	749	▲30	復興事業の進捗に伴う減
		計	4,354	4,411	▲57	(参考:人口10万あたり職員数 361人)
	教育部門	11,855	12,115	▲260	学校・学級の統合縮小による減	
	警察部門	2,445	2,462	▲17		



	小 計	18,654	18,988	▲334	(参考:人口 10 万あたり職員数 1,546 人)
公営企業等会計部門	病院	5,403	5,365	38	医療提供体制の強化による増
	その他	178	179	▲1	
	小 計	5,581	5,544	37	(参考:人口 10 万あたり職員数 463 人)
合 計		24,235 [26,459]	24,532 [26,459]	▲297	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	125人	1,360人	2,197人	2,085人	1,809人	1,763人	2,145人	2,538人	3,001人	3,118人	3,045人	1,049人	24,235人

## (3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門 \ 区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数及び増減率
一般行政	4,350	4,357	4,396	4,429	4,411	4,354	4 ( 0.1%)
教育	11,868	11,844	11,757	11,621	12,115	11,855	▲13 (▲0.1%)
警察	2,468	2,462	2,463	2,455	2,462	2,445	▲23 (▲0.9%)
公営企業等会計計	5,132	5,178	5,207	5,458	5,544	5,581	449 ( 8.7%)
総合計	23,818	23,841	23,823	23,963	24,532	24,235	417 ( 1.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和 2 年度の総費用に 占める職員給与 費比率
令和 3 年度	千円 113,352,128	千円 4,315,005	千円 58,891,658	% 52.0	% 52.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3 年度	人 5,309	千円 20,679,991	千円 10,773,366	千円 7,737,810	千円 39,191,167	千円 7,382	千円 7,341

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 4 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩手県(医師)	44.5 歳	553,067 円	1,588,266 円
岩手県(看護)	39.2 歳	307,586 円	510,538 円
岩手県(医療技術員)	38.2 歳	295,065 円	466,558 円
岩手県(事務)	37.0 歳	292,402 円	482,405 円
岩手県(技能)	32.8 歳	243,835 円	382,544 円
団体平均(医師)	42.1 歳	587,141 円	1,463,664 円
団体平均(看護)	40.0 歳	304,546 円	491,810 円
団体平均(事務職)	44.1 歳	338,782 円	530,651 円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

岩手県医療局		岩手県知事部局	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,344千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,672千円	
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		（令和3年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和4年4月1日）

岩手県医療局			岩手県知事部局		
（支給率）	自己都合	勤続・定年	（支給率）	自己都合	勤続・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～20%）		
1人当たり平均支給額	1,850千円	19,861千円	1人当たり平均支給額	2,197千円	22,004千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		570,879千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		908,441円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
医師・歯科医師	16%	639人	16%
県内全市町村	0%	—	0%

#### エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		2,552,214千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		693,599円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		80.6%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	医師、看護師、医療技術員等	①結核患者又は感染症の患者が入院する病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護、処置、検査等の業務 ②新型コロナウイルス	192,500千円	①勤務1日210円 ②勤務1日につき4,000円の範囲内で医療局長が定める額

		感染症の患者又はその疑いがある者の診療、看護、処置、検査等の業務		
診療管理手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務に従事する医師又は歯科医師を指揮監督する業務	293,469千円	給料月額 $\times$ 20/100以内に618,000円の範囲内の額を加算した額
診療業務手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務	928,051千円	日額 20,830 円の範囲内
特殊診療手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	救急等の緊急業務、県立の高等看護学院等における講義等、診療時間外における手術又は処置の業務	37,801千円	1回 5,000 円の範囲内
夜間看護手当	看護師又は准看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	694,402千円	勤務1回 10,200 円の範囲内
診療応援手当	医師又は歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	247,527千円	勤務1日 55,000 円の範囲内
当直等診療業務手当	給料の特別調整額が支給される医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1,660千円	1時間 2,000 円の範囲内
待機手当	夜間及び休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する職員	待機当番に従事した場合	60,792千円	1回 2,500 円の範囲内
分娩手当	医師	分娩の業務に従事した場合	38,494千円	1回 10,000 円に分娩に係る胎児の数を乗じて得た額の範囲内(医療局長が別に定める場合は 20,000 円)
有害物取扱手当	薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師	抗悪性腫瘍剤の調剤及びプロトコール管理の業務(薬剤師)、放射線を人体に対して照射する業務(診療放射線技師)、病理細菌を取扱う検査の業務(臨床検査技師)	14,478千円	勤務1日 300 円
専攻医指導管理業務手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	専攻医の指導管理業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局	18,580千円	勤務1日につき 1,000 円の範囲内で医療局長が定める額

		長が定める者		
救急看護等業務手当	県立病院等に勤務する看護師、准看護師及び助産師	病院等に勤務した場合	24,460 千円	勤務1月につき 4,000 円の範囲内で医療局長が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	4,639,893 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	881 千円
支給実績（令和2年度決算）	4,315,788 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	831 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等 6,500 円、子 10,000 円）	同じ。	-	487,287 千円	250,308 円
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000 円以下）	同じ。	-	427,332 千円	307,102 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、又は交通用具を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関等利用者 75,000 円以下、交通用具使用者 35,000 円以下）	同じ。	-	431,546 千円	119,572 円
管理職手当（給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額：27,900 ～ 136,300 円）	同じ。	-	132,140 千円	834,568 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用された職員及び医療職給料表（2）の適用を受ける職員の職のうち薬学に関する	異なる。	一般行政職と手当の支給限度額が異なります。	1,542,595 千円	2,462,242 円

	知識を必要とする職に対して支給されます。(月額：309,200 円以下)				
単身赴任手当	異動に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対し支給されます。(月額：30,000 円、交通距離により加算有)	同じ。	-	98,434 千円	450,671 円
寒冷地手当	11 月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360 円～17,800 円)	同じ。	-	254,525 千円	62,899 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられた時に支給されます。(勤務1回 5,900 円～20,000 円)	同じ。	-	296,236 千円	351,755 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務1回 12,000 円以下)	同じ。	-	1,861 千円	18,426 円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。	-	359,707 千円	150,652 円

(2) 電力事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和2年 度の総費用に占 める職員給与費 比率
令和3 年度	千円 5,426,830	千円 1,583,072	千円 1,036,438	% 19.1	% 16.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,787千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	人 127	千円 486,997	千円 99,822	千円 194,100	千円 780,919	千円 6,149	千円 6,611

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩手県	42.2歳	329,589円	512,414円
団体平均	45.0歳	354,032円	550,346円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩手県企業局		岩手県知事部局	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,528千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,672千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日）

岩手県企業局			岩手県知事部局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分

勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		
1人当たり平均支給額		452千円	1人当たり平均支給額		2,197千円
		22,034千円			22,004千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内全市町村	0%	-	0%

エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		3,942千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		41,060円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)		75.6%		
手当の種類 (手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	本庁、事業所に勤務する技術職員	発電施設若しくは工業用水供給施設又はこれらの施設の保守等の業務	2,936千円	職務の級により日額710～880円
夜間特殊業務手当	施設総合管理所発電課職員	正規の勤務時間による勤務の全部が深夜 (午後10時後翌日の午前5時前をいう。)において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	767千円	職務により日額940～1,100円
危険作業手当	全職員	特に危険を伴う業務	236千円	4時間以上日額300～700円 4時間未満日額180～420円
用地交渉等手当	全職員	土地の取得等に係る交渉	3千円	日額650円 (勤務時間外975円)
圧搾空気内作業手当	全職員	圧搾空気内で行う点検等	0千円	1時間当たり210円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	33,379千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	301千円
支給実績 (令和2年度決算)	33,595千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	309千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同



じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等6,500円、子10,000円）	同じ。	-	15,297千円	254,947円
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000円以下）	同じ。	-	9,085千円	293,065円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、又は交通用具を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関等利用者75,000円以下、交通用具使用者35,000円以下）	同じ。	-	13,685千円	124,412円
単身赴任手当	異動等に伴い、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況としている職員に支給されます。（月額：30,000円～100,000円）	同じ。	-	360千円	360,000円
管理職手当（給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額：27,100～133,600円）	同じ。	-	13,756千円	859,725円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。（月額：7,360円～23,360円）	同じ。	-	8,295千円	66,357円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。（1時間：勤務1時間	同じ。	-	2,024千円	69,781円

	当たりの給与額の 25/100)				
--	---------------------	--	--	--	--

### (3) 工業用水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和2年 度の総費用に占 める職員給与費 比率
令和3 年度	千円 782,263	千円 88,145	千円 68,722	% 8.8	% 10.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費43,403千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	人 19	千円 68,806	千円 16,489	千円 26,770	千円 112,065	千円 5,898	千円 6,358

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩手県	42.0歳	311,912円	491,777円
団体平均	44.5歳	347,296円	528,656円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

岩手県企業局		岩手県知事部局	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,409千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,672千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日）

岩手県企業局			岩手県知事部局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	2,197千円	22,004千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	0%	—	0%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		936千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		72,025円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		68.4%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	本庁、事業所に勤務する技術職員	発電施設若しくは工業用水供給施設又はこれらの施設の保守等の業務	921千円	職務の級により日額710～880円
危険作業手当	全職員	特に危険を伴う業務	14千円	職務により日額940～1,100円
用地交渉等手当	全職員	土地の取得等に係る交渉	1千円	4時間以上日額300～700円 4時間未満日額180～420円
圧搾空気内作業手当	全職員	圧搾空気内で行う点検等	0千円	1時間当たり210円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	9,101千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	479千円
支給実績（令和2年度決算）	7,292千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	384千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等 6,500円、子 10,000円）	同じ。	-	2,310 千円	256,667 円
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000円以下）	同じ。	-	658 千円	164,432 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、又は交通用具を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関等利用者 75,000円以下、交通用具使用者 35,000円以下）	同じ。	-	2,304 千円	127,991 円
単身赴任手当	異動等に伴い、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況としている職員に支給されます。（月額：30,000円～100,000円）	同じ。	-	60 千円	60,000 円
管理職手当（給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額 27,100～133,600円）	同じ。	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。（月額：7,360円～23,360円）	同じ。	-	1,181 千円	84,329 円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。（1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100）	同じ。	-	0 千円	0 円